この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。 一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

(要請)

化審法改正に係る当局の特集記事に認識の大きな誤り この認識のもとに行われた化審法改正は大幅な修正が必要

2009 年 12 月 星川欣孝

化学物質審査規制法(化審法)の改正に係る特集記事が環境管理誌の2009年10月号に掲載された。その最初の記事は、著者名が「経済産業省製造産業局化学物質管理課」の「化審法改正及び化管法見直しのポイント」と題する記事で、文頭には「我が国の化学物質管理政策は、関連する政策領域の拡大や急激に変化する国際動向に直面し、より実効性のある、効率的かつ効果的な政策体系が求められる。・・(中略)・・本稿では、我が国の化学物質管理に係る政策体系、背景となる国内・国際動向についてふれつつ、化審法の改正と化管法の対象物質の見直しについて紹介し、今後の化学物質管理政策の方向性を示す。」と記述されている。

しかし記事の内容は、この文章から期待されるような日本の化学物質管理政策を取り巻く 国内外の動向を踏まえた日本の今後の化学物質管理政策の方向性を具体的に国民に提示する ものではなかった。読者に誤った期待を抱かせた主な原因は、 著者名が「経済産業省製造 産業局化学物質管理課」であること、および 「我が国の化学物質管理政策」という用語を 用いていることにあるが、さらに詳しく吟味した結果、数多くの事実誤認や歪曲とも取られ かねない不適切な記述が見出された。

この記事により国民が日本の化学物質管理政策の現状について誤った認識を抱くことが憂慮されたので、ここに行政組織名であることの問題および事実誤認や歪曲とも取られかねない不適切な記述を取り上げ、それらに対する見解を提示して経済産業省に適切な是正措置を要請することとする。

1.著者名が行政組織名であることの問題

記事に「経済産業省製造産業局化学物質管理課」という組織の名称が書かれている以上、 その記事の内容は経済産業省の正式な見解と位置付けられる。

(社)産業環境管理協会の機関誌である環境管理誌の特集記事に著者名が行政組織名となっている記事は前例がないわけではない。しかしそれらの記事は、当該行政部門が現に担当している施策や策定に直接かかわった報告書を紹介するような場合であり、今回のように日本の「今後の化学物質管理政策の方向性」などについて特定の行政機関がその組織名で見解を提示した例は見当たらない。

いずれにせよ、この記事が組織名で正式に掲載されている以上、雑誌への投稿に先立って、 厚生労働省および環境省の担当部門との意見の調整のほか、省内でも精査を受けて経済産業 省という行政機関の正式見解とする手続きを踏んだと考えるのは常識的である。

したがって、そのような記事に事実誤認や過度に歪曲とも取られかねない不適切な記述があるとすれば、国民に誤った認識や期待を抱かせないために責任を有する当局が適切な是正措置を講ずる必要がある。

2 . 事実誤認や歪曲とも取られかねない不適切な記述

(1)「我が国の化学物質管理政策」という用語を定義付けせずに使用した不注意

「我が国の化学物質管理政策」という用語は、本来、国内で取り扱われる化学物質の全体を対象にして包括的かつ体系的に組み立てられた政府レベルの管理政策を指す用語である。しかし現在、日本にはそのような化学物質管理政策は公になっていない。それゆえ、この用語を用いるときには、この用語が意味する管理政策がこの用語にふさわしいものであることについて政府内で共通認識を形成したうえで用いる必要がある。しかしそのような手続きに配慮した形跡は全く認められない。

それよりも何よりも、この記事における「<mark>我が国の化学物質管理政策</mark>」とは実態のあるものであろうか。具体的にはどれを指しているのであろうか。この点について記事の中では何も示されていない。

(2)日本の化学物質管理に係る法律の分類等の誤り

この記事は、日本の化学物質管理に係る法律を次の二つに分類できると述べて図 1 を例示している。

人が身近な製品経由で摂取する化学 人が環境経由で影響を受ける化学物 物質の規制 (用途規制) 質の規制 (環境規制)

化学物質を規制する法律はたくさんあるが、大きく分けると2種類に分類できる

- ①人が身近な製品経由で摂取する化学物質の規制(用途規制)
- ②人が環境経由で影響を受ける化学物質の規制(環境規制)

① 用途規制の例

 \triangle

薬事法:薬に含まれる化学物質を規制 アスピリン, 塩化リゾチーム軟膏, 上皮小体ホルモン製剤など

農薬取締法: 農作物に使う化学物質を規制 ケイソウエ、リン化水素、硫黄など

食品衛生法:食品や食品添加物に含まれる化学物質を規制 クエン酸、グリセリン、炭酸カルシウムなど

毒物劇物取締法:極めて毒性の高い化学物質を規制 二硫化炭素、硫酸、ヒ素など

有害家庭用品規制法:家庭用品に含まれる化学物質を規制 家庭用洗浄剤に含有された水酸化カリウム。 家庭用接着剤や塗料に含有されたトリフェニルスズ化合物など

建築基準法:シックハウスやアスベスト被害の原因となる 化学物質を規制

ホルムアルデヒド(壁紙接着剤), 石綿(アスペスト)など

労働安全衛生法:労働者に影響のある化学物質を規制 ジクロルベンジン、アクリルアミド、石綿(アスペスト)など

② 環境規制の例



大気汚染防止法: 粉じんやばい煙等に含まれる化学物質 を規制

二酸化硫黄、一酸化窒素、ベンゼンなど

水質汚濁防止法:海や河川等に放出される化学物質を規制 カドミウム化合物。ヒ素化合物。有機リン化合物など

土 壌汚染対策法:土壌に含まれる化学物質を規制 トリクロロエチレン,シアン化合物,鉛化合物など

廃棄物処理法:廃棄物に含まれる化学物質の廃棄物処理 場外への流出を規制 PCB、水銀化合物、鉛化合物など

化審法: 製造事業等で環境中に放出される化学物質を規制 PCB、DDT、トリクロロエチレンなど

有害性情報・用途データの提供(改正後)

図1 日本の化学物質規制体系と具体例

しかし、この考え方と図1には少なくとも四つの誤りを指摘できる。

第一の誤りは化学物質管理に係る法規の分類の仕方である。化学物質管理に係る様々な法規をそれらの特徴に基づいて分類する場合、 消費者用製品、農薬、食品、医薬品など化学物質が使用われる用途に応じた分類、 製造、使用、輸送、廃棄など化学物質の取扱の区分に応じた分類および 労働安全衛生、消費者安全、環境保全など人および環境の曝露の態様

に応じた分類という三つの視点から考えるのが国際的には一般的である。つまり、この記事の二分類法はこうした国際的な考え方と大きく乖離している。しかも、日本の化学物質管理に係る法規の全体をこのように二分類する意義が何であるかは全く説明されていない。

第二の誤りは図1に関するもので、2点の誤りを指摘できる。第1点は毒物劇物規制法(毒劇法)と労働安全衛生法(安衛法)を製品経由で化学物質を摂取する用途規制に分類しているが、これは明らかな誤りである。そして第2点は化学物質管理促進法(化管法)を例示していないことである。化管法は経済産業省と環境省の所管で、この記事の主テーマの一つでもある。

第三の誤りは、日本の化学物質管理の規制体系の全体をこのように二分類する意義が仮にあるとしても、例示する法律が図1に示す12法ではあまりに少なすぎて、化学物質管理に係る日本の現行法規の全体について検証したことにならない。これについては後述の3.項でさらに補足説明を行う。

そして第四の誤りは、図1に例示される二分類法は付表に示す IFCS 各省庁連絡会議が 2003 年 10 月に作成して国際機関に送付した「化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル」の中にある表 4-2 において「化審法は毒劇法と安衛法と同類の工業用化学物質を規制 する法律」とした分類の考え方と全く異なるという問題である (付表表 4-2 参照)。

IFCS 各省庁連絡会議の主要メンバーである経済産業省は、付表表 4-2 と全く異なる「化審法は毒劇法や安衛法と同類に扱えない規制法である」とする新たな二分類法をどのような場で何のためにいかなる根拠のもとに考案したのか、その理由あるいは図 1 の出典が何であるかについて国民に分かりやすく説明する責任がある。要するに、国際機関に提出した資料における分類と異なる分類を今回あえて提示した目的や必要性は何であるかを明らかにする責務がある。

(3) 化審法改正に係る概要説明における重大な欠落

ここではこの記事における化審法改正に係る概要説明における重大な問題として、改正化 審法の概要に関する重要事項の欠落および国会附帯決議に関する記述の欠落の2点に絞って 述べる。

1) 改正化審法の概要に関する重要事項の欠落

ここに引用した図 2 は、この記事の記述によると 2009 年 5 月 20 日に公布された改正化 審法の概要を説明する図である。

ところが実際には、この図は内閣が改正法律案を国会に提出した 2009 年 2 月 24 日のときの説明図である。いうなれば、国会で成立した改正化審法の説明に改正原案を公表する前に作成した説明資料をそのまま流用した形になっている。しかも、関係省庁が 5 月 20 日に改正化審法を公表した際の概要説明と対比すると、図 2 には大きな欠落が二つある。

具体的には、右欄の「改正の概要」の(1)項の既存化学物質に関する項目として「『環境中で分解しやすい化学物質』も規制の対象に加える」ことが欠落している。また5月20日の概要説明に(2)項として記述される「流通過程における適切な化学物質管理の実施」も欠落している。とくに前者は、法目的の改正にまでつながる今回の化審法改正における最も大きな変更点であることを考えると、これが欠落していることは大きな誤りであるといわざるを得ない。

この欠落は「環境中で分解しやすい化学物質」を第二種特定化学物質の対象に加えた経緯の不透明さを示している。すなわち、パブリック・コメントを経て策定された中環審答申の結論の段階では、「一方、このような化学物質を化審法のリスク評価の対象とすることについては、他法令による排出段階での対応も可能であり、・・・国は、化審法で措置を行うことが適当かどうか引き続き検討を行い、・・」とされており、「環境中で分解しやすい化学物質」を対象に加えないことになっていた。それにも拘らず、何の説明も正当な手続きも行われないまま大きく変更された経緯がある。

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

改正の背景・必要性

- 化学物質に対する関心の増大/関係の安心・安全。
- 2. 化学物質管理に関する関係目标達成の必要性
 - 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や 環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)
 - 欧州では、新規制(REACH)が2007年に施行。
 - 化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質 についてすべて事前審査を実施。
 - 一方、法制定前の既存化学物質については、国が一 部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質について の評価は未了。
- 3 国際条約との不整合
 - 国際条約(ストックホルム条約)で、本年春、禁止される対象物質について、一部例外使用を認める合意がされる見込み。
 - 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が 国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

- (1)既存化学物質対策
- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、 一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その 数量等の届出を新たに義務付け。
- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の 対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。 これらについては、製造・輸入事業者に有害性情報の 提出を求め、人の健康等に与える影響を評価。
- その結果により、有害化学物質及びその含有製品 を、製造・使用規制等の対象とする。



- 国際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
 - 半導体, 泡消火剤向けの用途等

図2 化審法改正の概要

このような改正化審法の第1条の目的に関係する重要な変更に関して、これが中環審答申の結論を大きく逸脱したにもかかわらず、再度パブリック・コメントの手続きを踏むことなく法案作成が行われた経緯を含め、この記事には中環審答申からの逸脱の必然性や中環審答申から閣議決定までのどの段階でこのような重要な変更が行われたかなどが全く記述されていない。

2) 国会附帯決議に関する記述の欠落

この記事における二つ目の重大な欠落は、衆参両議院において数多くの附帯決議が決議 されたことに全く触れていないことである。

国民の常識的な受け止め方では国権の最高機関である国会が政府提出法案の採択に当たって政府に要請した附帯決議事項は、政府および政府の一員である関係省庁が優先的に対応すべき重要課題である。このことは今回の化審法見直しにおいて前回改正時の附帯決議を参照していることからも明らかである。

それゆえ経済産業省は、今回の附帯決議を今後の化学物質管理政策の方向性を示す重要

な柱の一つと位置付け、それに則った今後の取組方針をこの記事において提示することこそが当局として果たすべき重要な責務であった。今回の国会附帯決議の顕著な特徴は、総合的かつ統一的な法制度と行政組織のあり方の検討、つまり、化学物質総合管理への変革に係る検討を政府に要求したことである。これは化審法という一つの規制法によっては対処することができない内容であるとしても、その存在そのものを記述から除外することは今回の法改正の意味について国民に大きな誤解を与えかねない不適切な行為である。これについては後述の3.項でさらに補足説明を行う。

(4) その他の事実誤認や不適切な記述

化学物質管理に係る歴史的な事実関係およびアジェンダ 21 や SAICM などの国際合意に対する各国の取組状況を踏まえてこの記事を精査すると、数多くの事実誤認や不適切な記述を指摘することができる。それらの中でも 4 つの記述に絞って以下に見解を述べる。

1)2 頁左欄下 12 行目に「政策領域の拡大に関しては、化学物質管理のハザードベース管理からリスクベース管理へのシフトが最も重要なコンセプトの変化といえる。」との記述がある。しかし、化学物質のライフサイクル管理という政策領域の拡大とハザードベース管理からリスクベース管理への移行を関連付けるこの記述には、化学物質管理の国際動向に対する認識の不足と論理の飛躍がある。すなわち、ライフサイクルのどの段階一つを取り上げるにしても、また、従来の化審法の枠内であったとしても、ハザードベース管理でなく、リスクベース管理でありうる。政策領域の拡大になんら係りなく、リスクベース管理は成り立ちうる。真実は化審法の執行当局がこの重要な違いをこれまで真摯に受け止めず、適切な化審法改正を行ってこなかったにすぎない。

そもそも、化学物質管理の基礎がハザード管理でなく、リスク管理であることは海外では常識的なことであり、昔も今も変わっていない。例えば、1970年代後半から経済産業省も参加している OECD (経済協力開発機構)の化学物質環境安全プログラムにおいても、1992年6月のUNCED (国連環境開発会議)で合意された人類の行動計画であるアジェンダ 21 第 19 章においても、管理の基礎概念はリスク管理であってハザード管理ではない。

OECDやUNCEDなどの明白な歴史的事実を適切に受け止めることなく、今に至って「化審法に係る政策領域の拡大はハザードベース管理からリスクベース管理へのシフトである」と公言して憚らない姿勢は、化審法の旧い規制体系に固執しつづけて化学物質管理の適正化に向けた国際協調活動に背を向けている化審法主管庁の弁明でしかない。

2)3 頁左欄上6 行目~21 行目に「化学物質管理に係る国際動向としては、まず WSSD 合意等の国際的な枠組みを理解する必要がある。・・・また、2006 年には国際化学物質管理会議において、WSSD 合意に向けた具体的な行動を進めるべく、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) が策定されている。この流れにおいて、各国は化学物質管理制度を八ザードからリスクベースへ転換することが求められたのである。」との記述がある。しかし、この記述には三つの不適切な記述や事実誤認の問題点が含まれている。

第一の問題点は、化学物質管理の適正化に関して日本が呼応すべき国際協調活動は 2002 年 6 月の WSSD における実施計画の採択であるとするこの認識は全くの誤りである。日本がまず呼応すべき国際協調活動は、先進国間の協調の端緒となった 1980 年代からの度重な

る OECD 理事会決議であり、そしてより広く世界の協調の端緒になった 1992 年 6 月の UNCED におけるアジェンダ 21 第 19 章の採択である。2002 年 6 月の WSSD における実施計画の採択はこうした流れを引き継いだものであり、これだけを取り上げることは認識として不充分である。このような過去の経緯に背を向けて WSSD 合意だけを参照する態度は、本来対応すべき責務を 17 年以上も放置してきたことを隠蔽する意図があると受け取られかねない不適切な表現である。

第二の問題点は、この記事においては WSSD 合意に向けた行動として SAICM への対応の具体的な検討が必要であることを述べながら、実際には化審法見直しに係る先の審議会会合において SAICM に掲げられた具体的課題への対応について全く触れなかった。つまり、この記述には根拠となるべき自らの行為が伴っていない。いうなれば、WSSD 合意を化審法改正の論拠に短絡的に利用しただけで、これを正当に履行する意思を感じさせない現状に照らして不適切な記述である。

そして第三の問題点は、上記の(1)で既に指摘したことであるが、WSSD合意から SAICM への流れの目的が各国の化学物質管理制度についてハザードベースからリスクベースへの 転換を求めたものであるという解釈は全くの事実誤認である。 これについては後述の3. 項でさらに補足説明を行う。

3)4 頁左欄上7行目に「このような中で、我が国においては WSSD 目標達成へ一部不十分な点もあり、または条約や各国規制等に適切な対応を求められているところ、現行の化審法の見直しにより適切な対応を行うことが必要な時期を迎えている。」との記述がある。しかし、この記述における「我が国においては WSSD 目標達成へ一部不十分な点もあり」と「条約や各国規制等に適切な対応を求められている」という当局の認識はそれを裏付ける行政資料が必要である。しかし、そのような資料は化審法の見直しに関連する審議会資料の中には見当たらない。

とりわけ重要な資料は、日本の現状が WSSD 目標に対してほんの一部だけ未達であるという認識を跡付ける現状分析資料である。未達であるのがほんの一部に過ぎないことを証明するこのような資料が存在しないのであれば、WSSD 目標の未達部分を達成するために今回の化審法改正が行われたという後半の記述は責任ある当局の見解として受け入れられるものではない。むしろ現実は大部分が未達であるといわざるを得ない。そうした厳しい状況にあると認識して化審法の見直しに臨むべきであった。

4)6 頁右欄上4行目に「化学物質管理政策については、これまで述べてきた化審法・化管法の論議に限らず、他の化学物質関係制度を含め、網羅的に WSSD の目標を達成することが求められている。そのためには、・・どのような個別論点においてどのような政策リンケージを図るべきなのかの詳細な検討が必要である。すなわち、関係省庁が連携を密にして、個別論点について精緻に情報交換・議論を進めることが最も効率的な対策といえるであるう。」との記述がある。しかし、この記述については少なくとも二つの問題点を指摘することができる。

第一の問題点は、経済産業省その他の化審法共管省庁は、この記述の前半、つまり、「他の化学物質関係制度を含め、網羅的に WSSD 目標を達成することが求められている」ことを真に認識しているのであろうか。仮にそうであったとすれば、化審法の見直しに取り掛

かる前に、まず日本の化学物質管理の全体について WSSD 目標を達成することを網羅的に 検討し、その結果を受けて化審法や化管法の見直しを行ったはずである。

ところが実際には、経済産業省等は WSSD 目標達成の方策を網羅的に検討する前に、まず化審法と化管法の見直しを行い、化審法については法律改正まで行ってしまった。これでは全体的な見直しに先立ってまず自陣に有利な陣取りを行ったにすぎない行為、つまり、省益を優先した行為であったと言われかねない。

そして第二の問題点は、この記述の後半には日本の化学物質管理政策の全体的な視点も事業者や国民の視点も全く見当たらない点である。むしろそこに述べられている見解は、化審法改正後の法律体系を前提にして、関係省庁が個別論点について情報交換・論議するのが最も効率的であるという、現行の縦割りを前提にした官僚主導行政に固執した姿を示している。SAICM 関係省庁連絡会議で現在取り進められている関係省庁だけによるSAICMへの対応を是認し、かつ、SAICM 国内実施計画の課題の設定に対して一定の枠を設けようとする意図も認められるとの疑念を呼びかねない。

そのような意図がないのであれば、この記事の事実誤認や不適切な記述の修正に当たって、この記述についても当局の真の意図を具体的に国民に説明する必要がある。

3.記事に対する見解の補足説明

(1) 二分類法の検証に必要な現行法規の全体像

化学物質関連法規をこの記事が示した二分類法で整理することの妥当性を検証するために必要な化学物質管理に係る法規の全体を確定した公的資料は、現状においては見当たらない。 その理由は包括的な化学物質管理政策が日本にないためである。

不十分ではあるが、唯一存在する公的資料は IFCS 各省庁連絡会議が 2003 年 10 月に作成して国際機関に送付した「化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル」であり、これには 27 件の化学物質管理に係る法律が記載されている (付表表 4-1 参照)。しかし IFCS 各省庁連絡会議は、このような国際的な関わりを有する作業においても縦割り行政の垣根に固執して、当該連絡会議のメンバーでない省庁が所管する法律を対象に含めず記載していない。

それゆえ、付表を参照して現行法規の全体について検証する場合には、最低でも消防法や 危険物輸送関連法規などを加えた30件以上の法律について検証する必要がある。

(2)国会附帯決議の最重要課題

関係省庁が附帯決議への対応を検討する際に特に留意すべきことは、今回の両議院附帯決議には従来にない顕著な特徴があることである。それは改正対象が化審法という個別規制法にすぎないにも拘わらず、化審法だけでは対処できない日本の化学物質管理の全体に言及していることである。つまり、表1に例示するように化学物質総合管理への抜本的な変革を促す附帯決議事項が数多く含まれている。

さらに、政府がこの附帯決議に応えて総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方を 検討する場合、 事業者の負担および消費者の化学物質に関する理解の促進に資すること、

国民の目から分かりにくいとの指摘を踏まえること、 基本理念を定めること、 関係者の責務や役割を明らかにすること、および 施策の基本事項を定めることを優先的に考慮すべきことをこの国会附帯決議が求めていることである。

表 1 「総合的、統一的な法制度および行政組織のあり方の検討」に係る両議院附帯決議

衆 議	院	化学物質の適正な利用及び化学物質によるリスクの低減に関する長期的、計画的な施策
9 項		を推進するに当たっては、 <u>関係省庁間の連携を図りつつ、事業者の負担の軽減及び消費</u>
		<mark>者の化学物質に関する理解の促進に資するよう</mark> 、化学物質に関する総合的、統一的な法
		制度等のあり方について検討を行う。
参 議	院	化学物質管理が多くの法律に基づきなされている仕組みが、 <mark>国民の目から分かりにくい</mark>
8 項		<u>との指摘を踏まえ</u> 、化学物質に関する総合的・統一的な法制度の在り方について検討を
		行うこと。
参 議	院	化学物質によるリスクの低減・削減に関する施策を長期的、総合的、計画的に推進する
12 項		ため、 <u>基本理念を定め関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の基本事項</u>
		<u>を定める</u> など化学物質に関する総合的、統一的な法制度及び行政組織の在り方等につい
		て検討を早急に進める。

(3) 欧米主要国の最近の化学物質リスク管理施策と国際会議の関係

上述の2.(4)2)項で WSSD から SAICM への流れにおいて「各国はハザードからリスクベースへの転換が求められた」という認識が誤りであることを記したが、この事実認識は、例えば、米国、EU、カナダの最近の化学物質リスク管理施策と関連国際会議の関係を示す図3を見れば明確である。

米国∶HPV評価プログラム		カナダ∶カナダ環境保護法	EU∶REACH規則	
1998年末にNGOの指摘 応えて2,800種のHPV化当 物質の基本ハザード情報 整備し公開するHPVチャレ ジプログラムを設定	に を (** を ・*ン **	・1988年カナダ環境保護法(CEPA) を制定し、優先物質評価プログラム (PSAP)を設定 ・ <u>1999年</u> CEPAを改正し、既存化学 物質の総合的リスク評価の実施を規 定	·1998年11月化学物質および調 剤の分類·表示·包装調和指令、 既存化学物質リスクの評価·規 制規則等の運用に関する報告書 を公表	
20	00年	■10月IF¢S にて優先実施計画	の採択・	
			·2001年2月EU白書「今後の化 学物質管理政策の戦略」の提案	
	2002	02年6月W <mark>SSD</mark> にて実施計画の打	采択	
・2005年3月産業界が全て HPV化学物質のSIDSレヘ				
の情報整備計画を発表	200	06年2月ICCMにて <mark>SAICM</mark> の採	択	
↓ ・2009年4月6,750種のHPV、 MPV化学物質のSIDSレベ ルのスクリーニング評価プロ グラム(ChAMP)を設定		・2006年9月23,000種の既存化学物質のスクリーニング評価を完了して 約200種の優先評価物質を選定し、 併せて新規重大用途規制を導入	・2006年12月既存の指令・規則 を統合するREACH規則の採択	

図3 米国、EU、カナダの最近の包括的な化学物質リスク評価施策と 関連する国際会議の開催時期

米国、カナダ、EU などは、最近の化学物質リスク管理施策だけでなく、1980 年代からリスクベースの管理政策を基本にしてきた。WSSD の実施計画や SAICM などの国際合意が実現した背景にはこうした 1980 年代からの各国の取組みがあり、また、1990 年代からのアジ

ェンダ 21 第 19 章などを先導する欧米先進国の化学物質リスク管理の先進的な取組みがあった。このことをまず認識し率直に日本の対応の遅れを認める必要がある。

すなわちこれらの国際合意は、化学物質総合管理が整備されていない他の国々に対して米国、カナダ、EU などと同様に総合管理の概念に基づく化学物質リスク管理への取組みを国際協調の下で要請したものと受け止める必要がある。いうなれば、化学物質管理制度のハザードからリスクベースへの転換を求められている対象国は、先進国では今や日本のみであるといってよい状況にある。

4.経済産業省に対する要請

環境管理誌の 2009 年 10 月号に掲載された「化審法改正及び化管法見直しのポイント」と 題する経済産業省化学物質管理課の記事について数多くの事実誤認や歪曲とも取られかねな い不適切な記述があることを指摘した。

この記事における事実誤認や不適切な記述の中には化審法の見直し改正の方向性を見誤らせる重大な誤りも多々あることから、そのような誤った認識の下で行われた今回の化審法改正は果たして適切であったかには大きな疑問があると言わざるを得ない。

それゆえ経済産業省には、まずここに取り上げた事実誤認や不適切な記述についてそれらの論拠や裏付資料を精査することを要請する。そしてその結果に基づき、事実誤認や不適切な記述であることを認める誤った記述あるいは不適切な記述について公表し訂正することを要請する。加えて、正確な事実認識に基づく新たな記事を公表するとともに、今回の化審法改正が有している意味は限定的なものに過ぎないとする意見に対する見解を明らかにすることを要請する。

付表 IFCS 各省庁連絡会議が取り上げた「化学物質管理に対応する法律」 (化学物質の管理に係るナショナル・プロファイル, 2003.10)

- 注 1:表 4-1 に記載の 27 法は IFCS 各省庁連絡会議のメンバーが所管するものに限定されている ため、他の省庁が所管する消防法、陸海空の危険物輸送に係る法律など多くの法律が欠落し ており、化学物質管理に係る法律の全体像を示すには不充分である。
- 注 2:環境管理誌の記事の図1に収載される法律は 付の 12 件にすぎず、化学物質管理に係る 法律の全体像を把握するには全く不充分である。

表4-1 化学物質管理に対応する法律

表 4 一 1 化学物質管理に対応する法律							
法令	所管省	規制対象領域	法律の目的				
食品衛生法	厚生労働省	食品、添加物、器具・容	食品の安全性の確保のために公衆衛生				
1947年		器包装、おもちゃ、洗浄	の見地から必要な規制その他の措置を				
法律第233号		剤	講ずることにより、飲食に起因する衛生				
			上の危害の発生を防止し、もつて国民の				
			健康の保護を図る。				
農薬取締法 ★	農林水産省	農薬	農薬について登録の制度を設け、販売及				
1948年	環境省		び使用の規制等を行うことにより、農薬				
法律第82号			の品質の適正化とその安全かつ適正な				
			使用の確保を図り、もつて農業生産の安				
			定と国民の健康の保護に資するととも				
			に、国民の生活環境の保全に寄与する。				
肥料取締法	農林水産省	化学肥料等	肥料の品質等を保全し、その公正な取引				
1950年			と安全な施用を確保するため、肥料の規				
法律第127号			格及び施用基準の公定、登録、検査等を				
			行い、もつて農業生産力の維持増進に寄				
			与するとともに、国民の健康の保護に資				
			する。				
火薬類取締法	経済産業省	火薬類(火薬、爆薬及び	火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬消費そ				
1950年		火工品)	の他の取扱を規制することにより、火薬				
法律第149号			類による災害を防止し、公共の安全を確				
			保する。				
毒物及び劇物取締	厚生労働省	特定毒物、毒物、劇物	毒物及び劇物について、保健衛生上の見				
法			地から必要な取締りを行う。				
1950年							
法律第303号							
高圧ガス保安法	経済産業省	高圧ガス(圧縮ガス、液	高圧ガスによる災害を防止するため、高				
1951年		化ガス等)	圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他				
法律第204号			の取扱及び消費並びに容器の製造及び				
			取扱を規制するとともに、民間事業者及				
			び高圧ガス保安協会による高圧ガスの				
			保安に関する自主的な活動を促進し、も				
			つて公共の安全を確保する。				
飼料の安全性の確	農林水産省	飼料及び飼料添加物	飼料及び飼料添加物の製造等に関する				
保及び品質の改善			規制、飼料の公定規格の設定及びこれに				
に関する法律			よる検定等を行うことにより飼料の安				
1953年			全性の確保及び品質の改善を図り、もつ				
法律第35号			て公共の安全の確保と畜産物等の生産				
			の安定に寄与する。				
水道法	厚生労働省	水道水	水道の布設及び管理を適切かつ合理な				
1957年			らしめるとともに、水道を計画的に整備				
法律第177号			し、及び水道事業を保護育成することに				
			よって、清浄にして豊富低廉な水の供給				
			を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環				
*****			境の改善とに寄与する。				
薬事法		医薬品、医薬部外品、化	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用				
1960年	農林水産省	粧品、医療用具	具の品質、有効性及び安全性の確保のた				
法律第145号			めに必要な規制を行うとともに、医療上				

1			
家庭用品品質表示法	経済産業省	一般消費者が通常生活 の用に供する繊維製品、	特にその必要性が高い医薬品及び医療 用具の研究開発の促進のために必要な 措置を講することにより、保健衛生の向 上を図る。 家庭用品の品質に関する表示の適正化 を図り、一般消費者の利益を保護する。
1962年 法律第104号		合成樹脂加工品、電気機 械器具及び雑貨工業品 のうち、一般消費者がそ の購入に際し品質を識 別することが著しく困 難なもの	
大気汚染防止法 1968年 ★ 法律第97号	環境省	有害大気汚染物質等	工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに 粉じんの排出等を規制し、有害大気自動を 物質対スに係る許容限に関し、並びに自動と 等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律 1970年 法律第20号	厚生労働省	建築物	多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資する。
海洋汚染及び海上 災害の防止に関す る法律 1970年 法律第136号	環境省(本法学 物質の 物質の の)	・有害液体物質等 ・船舶、海洋施設及び航 空機からの油、有害液体 物質等及び廃棄物	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に 油、有学校、 油、有害液体物質等及び航空機 棄物を排出い で廃棄施設物を原発が で廃棄施設物を がので ので ので ので ので ので ので ので ので ので
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 1970年 法律第137号	環境省	廃棄物	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

T		I am a same	
水質汚濁防止法	環境省	排出水等	工場及び事業場から公共用水域に排出
1970年			される水の排出及び地下に浸透する水
法律第138号)			の浸透を規制するとともに、生活排水対
2173			策の実施を推進すること等によつて、公
			共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質
			以外の水の状態が悪化することを含む。
			以下同じ。) の防止を図り、もつて国民
			の健康を保護するとともに生活環境を
			保全し、並びに工場及び事業場から排出
			される汚水及び廃液に関して人の健康
			に係る被害が生じた場合における事業
			者の損害賠償の責任について定めるこ
			とにより、被害者の保護を図る。
農用地の土壌の汚	農林水産省	特定有害物質	農用地の土壌の特定有害物質による汚
染防止等に関する	環境省		染の防止及び除去並びにその汚染に係
法律			る農用地の利用の合理化を図るために
1970年			必要な措置を講ずることにより、人の健
法律第139号			康をそこなうおそれがある農畜産物が
公中カログラ			
			生産され、又は農作物等の生育が阻害さ
			れることを防止し、もつて国民の健康の
			保護及び生活環境の保全に資する。
労働安全衛生法	厚生労働省	職場に係る化学物質	労働基準法とあいまって、労働災害の防
1972年			止のための危害防止基準の確立、責任体
法律第57号			制の明確化及び自主的活動の促進の措
ZI+ 3357 J			置を講ずる等その防止に関する総合的
			計画的な対策を推進することにより職
			場における労働者の安全と健康を確保
			するとともに、快適な職場環境の形成を
			促進する。
有害物質を含有す	厚生労働省	家庭用品に含まれる有	有害物質を含有する家庭用品について
る家庭用品の規制		害物質	保健衛生上の見地から必要な規制を行
に関する法律			うことにより、国民の健康の保護に資す
1973年			ることを目的とする。
			SCC200C98.
法律第112号		11 - 2M 4L SS	##/\ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ## \ \ ##
化学物質の審査及	厚生労働省	化学物質	難分解性の性状を有し、かつ人の健康を・
び製造等の規制に	経済産業省	(ただし、農薬、肥料、	損なうおそれ又は動植物の生息若しく
関する法律	環境省	食品、医薬品等として他	は生育に支障を及ぼすおそれがある化
1973年 💢		の法令の対象とされる	学物質による環境の汚染を防止するた
法律第117号		ものを除く。)	め、新規の化学物質の製造又は輸入に際
			し事前にその化学物質が難分解性等の
			性状を有するかどうかを審査する制度
			を設けるとともに、その有する性状等に
			応じ、化学物質の製造、輸入、使用等に
****			ついて必要な規制を行う。
特定物質の規制等	経済産業省	オゾン層を破壊する物	国際的に協力してオゾン層の保護を図
によるオゾン層の	環境省	質	るため、オゾン層の保護のためのウィー
保護に関する法律	-8.50		ン条約及びオゾン層を破壊する物質に
1988年			関するモントリオール議定書の的確か
法律第53号			つ円滑な実施を確保するための特定物
			質の製造の規制並びに排出の抑制及び
			使用の合理化に関する措置等を講じ、も
I			
			つて人の健康の保護及び生活環境の保
			つて人の健康の保護及び生活環境の保 全に資する。

,				
	特定有害廃棄物等	経済産業省	特定有害廃棄物等	バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施
	の輸出入等の規制	環境省		を確保するため、特定有害廃棄物等の輸
	に関する法律			出、輸入、運搬及び処分の規制に関する
	1992年			措置を講じ、もって人の健康の保護及び
	法律第108号			生活環境の保全に資する。
	化学兵器の禁止及	警察庁	毒性物質、毒性物質の原	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の
	び特定物質の規制	外務省	料となる物質等	禁止並びに廃棄に関する条約及びテロ
	等に関する法律	経済産業省	れてなる物質も	リストによる爆弾使用の防止に関する
	1995年	社讲注来自		国際条約の適確な実施を確保するため、
				化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受
	法律第65号			
				けを禁止するとともに、特定物質の製
				造、使用等を規制する等の措置を講す
ļ				る。
	特定化学物質の環	経済産業省		環境の保全に係る化学物質の管理に関
1	境への排出量の把	環境省	物質を含む)	する国際協調の動向に配慮しつつ、化学
	握等及び管理の改			物質に関する科学的知見及び化学物質
H	善の促進に関する			の製造、使用その他の取扱いに関する状
	法律			況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下
ا إ	1999年			に、特定の化学物質の環境への排出量等
	法律第86号			の把握に関する措置並びに事業者によ
H	217710			る特定の化学物質の性状及び取扱いに
H				関する情報の提供に関する措置等を講
il				ずることにより、事業者による化学物質
				の自主的な管理の改善を促進し、環境の
•				保金上の支障を未然に防止する。
ł	ダイオキシン類対	環境省	ダイオキシン類	ダイオキシン類が人の生命及び健康に
	策特別措置法		タイカイジン類	重大な影響を与えるおそれがある物質
	1999年			であることにかんがみ、ダイオキシン類
	法律第105号			による環境の汚染の防止及びその除去
				等をするため、ダイオキシン類に関する
				施策の基本とすべき基準を定めるとと
				もに、必要な規制、汚染土壌に係る措置
				等を定めることにより、国民の健康の保
				護を図る。
	特定製品に係るフ	経済産業省	フロン類	人類共通の課題であるオゾン層の保護
	ロン類の回収及び	環境省		及び地球温暖化の防止に積極的に取り
	破壊の実施の確保			組むことが重要であることにかんがみ、
	等に関する法律			オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な
	2001年			影響をもたらすフロン類の大気中への
	法律第64号			排出を抑制するため、特定製品からのフ
	21735.3			ロン類の回収及びその破壊の促進等に
				関する指針及び事業者の責務等を定め
				るとともに、特定製品に使用されている
				フロン類の回収及び破壊の実施を確保
				するための措置等を講じ、もって現在及
				び将来の国民の健康で文化的な生活の際保に素与するとともに人類の複雑に
				確保に寄与するとともに人類の福祉に
ļ	+2 + 1 + 1 + 1 + 2 = = =	TER 15 (1)		貢献する。
	ポリ塩化ビフェニ	環境省	ポリ塩化ビフェニル廃	ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状
	ル廃棄物の適正な		棄物	を有し、かつ、人の健康及び生活環境に
	処理の推進に関す			係る被害を生じるおそれがある物質で
	る特別措置法			あること並びに我が国においてポリ塩
	2001年			化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処
	法律第65号			分されていない状況にあることにかん
•				

			がみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。
土壌汚染対策法 2002年 法律第53号	環境省	特定有害物質	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

(成立順)

表4-2 利用カテゴリーごとの化学物質の管理に係る法律の概要

民中 と 利用カブコブ ここの旧手物質の旨姓に所る広岸の城安							
輸入	製造/	保管	運搬	分配/	使用/		
	生成			販売	取扱		
農取法	農取法			農取法	農取法		
毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法		
肥取法	肥取法			肥取法	肥取法		
飼料法	飼料法	飼料法		飼料法	飼料法		
薬事法	薬事法	薬事法		薬事法	薬事法		
薬事法	薬事法			薬事法	薬事法		
薬事法*1	薬事法*1	薬事法*1		薬事法*1	薬事法*1		
化審法	化審法				化審法		
毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法	毒劇法		
安衛法	安衛法				安衛法		
家庭用品	家庭用品			家庭用品			
規制法	規制法			規制法			
家表法	家表法			家表法			
オゾン層	オゾン層						
保護法	保護法		-		mark #2		
毒劇法*2	毒劇法*2	毒劇法**	毒劇法**	毒劇法**	毒劇法*2		
廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法	廃掃法		
	農毒肥 飼薬薬薬化毒安家規家才保毒 和 取劇取 料事事事審劇衛庭制表ゾ護劇	輸入 製造 / 集 / 製造 / 集 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東 / 東	輸入 製造/ 生成	輸入 製造/ 生成 農取法 毒劇法 毒劇法 毒劇法 事劇法 事劇法 事劇法 事劇法 師取法 師取法 師料法 藥事法 藥事法 藥事法 藥事法 藥事法 章事法*1 藥事法*1 化審法 毒劇法 毒劇法 安衛法 安衛法 家庭用品 規表法 家庭用品 規表法 家を雇用品 規表法 家表法 オゾン層 保護法 毒劇法*2 毒劇法*2 毒劇法*2 毒劇法*2 毒劇法*2	輸入 製造/ 生成 保管 生成 運搬 分配/ 販売 農取法 毒劇法 毒劇法 毒劇法 農取法 毒劇法 邮取法 動料法 動料法 颜料法 颜料法 颜料法 藥事法 藥事法 藥事法 藥事法 藥事法 專剔法 專屬法 毒劇法 毒劇法 專屬法 專屬法 專別法 專園法 本劇法 毒劇法		

註:化学物質に係る人の健康保護や生活環境保全の観点からの規制を行う法律のみを記載 した。

註:各法は、カテゴリーに該当する物質のすべてを、必ずしも対象とするものではない。

- *1 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止を目的とするものに限る。
- *2 オゾン層破壊物質のうち、四塩化炭素とプロムメチルは、急性毒性を有するため毒劇法の 対象となっている。